

# 第3部 災害復興計画



第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

震災対策編

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編



# 第1章 復興の基本的な考え方

本章の関係する関連計画・マニュアル

北区震災復興本部条例、北区震災復興マニュアル

## 1 復興の基本的な考え方

大規模な災害が発生した時は、速やかに復興の基本方針、復興実現のための目標を定めて対策を講じる必要がある。一方で、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

そこで、復興対策を迅速かつ計画的に実施するためには、震災復興本部体制の構築が重要となる。発災当初は、各種の応急対策が災害対策本部を中心に実施されるが、復興対策が本格的に求められる時期になった際に各種業務が円滑に進められるよう、早期に震災復興本部の設置を目指す。

復興に際しては、くらし・まちの再生、被災を繰り返さない災害に強い安全・安心なまちづくりをめざして、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、都市、住宅、保健・医療・福祉、文化、教育、産業などの各施策を総合的かつ計画的に推進する。

### 第1 生活復興

- (1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようとする。
- (3) 個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (4) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

### 第2 市街地復興

- (1) 人びとが暮らしやすく、住み続けることができる北区をつくるため、次の点に留意して市街地復興に取り組む。
- (2) 特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被害を繰り返さない地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」を行う。
- (3) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の

## 第1章 復興の基本的な考え方

高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

- (4) 区民、事業者、区、都、国など、多様な主体が「協働と連携によるまちづくり」を行う。
- (5) (仮称) 都市復興整備条例の整備に向けた検討を行う。

## 2 北区震災復興マニュアル

---

復興方針や復興計画に基づき、多岐にわたる復興事業を円滑に進めていくために、平成25(2013)年度に「北区震災復興マニュアル」を作成した。本マニュアルには、震災復興本部体制の構築、復興計画の策定方法、各分野（都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興）の復興施策推進方法などについて定めてあることから、有事の際の迅速な復興対策を進めていくため、平常時からマニュアル習熟のための訓練等を実施する。

# 第2章 震災復興本部

本章の関係する関連計画・マニュアル

区震災復興マニュアル

## 1 震災復興本部の設置

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部
----	--------------------

### 第1 震災復興本部の設置

区は、震災による被害が甚大であり、震災復興施策等の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めるときは、東京都北区震災復興本部条例（平成26（2014）年3月東京都北区条例第2号）に基づき、震災復興本部を設置する。

### 第2 震災復興本部事務局の設置

- (1) 区は、震災復興本部の速やかな設置・運営を目指し、「震災復興本部事務局」を設置する。なお、復興に関わる活動は、震災直後の応急対策の段階から徐々に進展していくものであるため、事務局の設置に当たっても、災害対策本部の活動と並行して、政策経営部が中心となり、その体制準備を図っていくものとする。
- (2) 震災復興本部事務局長は政策経営部長とし、事務局次長はまちづくり部長とする。事務局員は、政策経営部、まちづくり部、土木部、危機管理室及び関係課室に所属する職員のうちから事務局長が指名する。
- (3) 復興活動が長期化するとき、区は、「（仮称）復興対策室」を常設し、専任職員を配置させ、復興事業の円滑な推進に努める。

### 第3 震災復興本部の組織体制

震災復興本部、震災復興本部事務局、震災復興計画策定委員会の関係を下図に示す。

区は、職員の不足が予想される部門・職種に対しては、庁内から弾力的に職員を配置することに努める。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

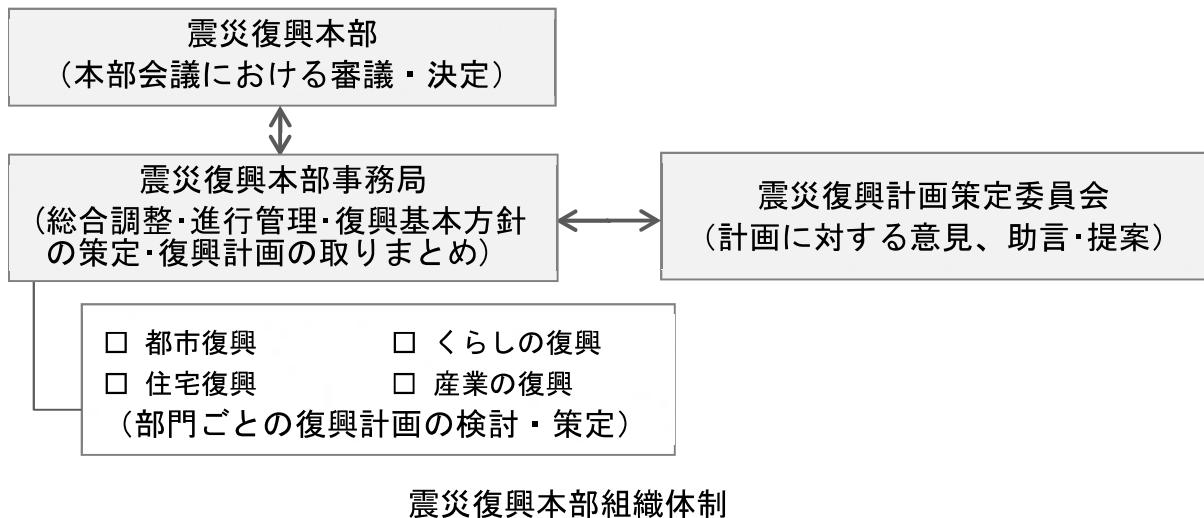
担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

風水害対策編



## 2 震災復興本部の役割及び災害対策本部との関係

担当 (災対) 各部

震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時の、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

## 3 震災復興本部における各部の分掌事務

### 3-1 震災復興本部における各部の分掌事務

担当 (災対) 各部

- (1) 震災復興本部長は区長、副本部長は副区長及び教育長をもって充てる。
- (2) 震災復興本部には、震災復興本部事務局を置き、業務の総合調整・進行管理、震災復興基本方針の策定・震災復興計画の取りまとめ等を行う。また、震災復興本部事務局には、区内に開設される生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・取りまとめ等を担当する「生活相談総合窓口対応班」を置く。
- (3) 都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興の各部門の復興計画の検討・策定に関しては、それぞれの分掌事務に応じた災対各部が担当する。
- (4) 震災復興本部に、復興業務の総合調整・進行管理、復興基本方針の策定・復興計画の取りまとめ、復興受援体制の整備等を行う震災復興本部事務局を置き、業務の指揮を執る。

震災復興本部長：区長  
副本部長：副区長、教育長

震災復興本部事務局：総合調整、進行管理、復興基本方針の策定、復興計画の取りまとめ、復興受援体制の構築等

事務局長：政策経営部長  
事務局次長：まちづくり部長  
事務局員：技監、政策経営部、まちづくり部、土木部、危機管理室 他

生活相談総合窓口対応班（関係事務局員により構成）

区内に開設される生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・取りまとめ等を担当

災害対策本部  
調整

### 部門ごとの復興計画の検討・策定

〈部門〉

〈分掌事務〉

〈主な担当部〉

- ◆被災状況を把握し、今後の災害に強いまちづくりをめざし、都市復興の基本的方針を作成する。
- ◆個別には、道路等の都市基盤施設、区庁舎や学校、保育園等の公共施設の復興計画の策定や都市復興の進捗に大きく影響を及ぼす災害廃棄物の円滑な処理に向けて、その対応を検討する。

総務部、地域振興部、危機管理室、生活環境部、福祉部、まちづくり部、土木部、教育振興部、子ども未来部

住宅復興

- ◆被災者の住宅確保対策として、応急的住宅、公的住宅の供給を図るとともに、都市復興とも連携し、安心・安全な住環境の整備方針や計画を策定する。
- ◆被災者生活再建支援制度の運用等により、被災者の早期住宅再建への道筋をたてる。

区民部、まちづくり部

くらしの復興

- ◆被災者の暮らしに関わる、保健・医療・福祉、学校教育、文化、社会教育の早期復興をめざした事業方針や計画を策定する。
- ◆また、罹災証明書を交付するとともに生活再建支援金の支給、義援金の配分、緊急雇用対策、職業のあっせんなど被災者への経済的支援、雇用の維持・確保等の支援策を講じる。

総務部、地域振興部、区民部、福祉部、健康部、北区保健所、教育振興部、子ども未来部

産業復興

- ◆事業の早期再開をめざし、融資制度の活用促進、仮設店舗・工場等の事業場の提供などの支援策を講じる。
- ◆中長期的視点にたち、区の産業振興を図る施策を検討し進める。

地域振興部

### 震災復興本部体制と分掌事務

### 3-2 復興に関わる専門職員の確保

担当	(災対) 各部
----	---------

- (1) 区は、復興に関する活動を推進する上で、専門的技術や知識を必要とする業務に関する職員の不足を補完するため、災害発生後に都や他自治体に専門職員の応援を要請する。
- (2) 区は、あらかじめ復興支援を盛り込んだ他自治体との災害時相互応援協定の締結に努める。

### 3-3 復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化

担当	(災対) 各部
----	---------

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や区との位置関係・地域特性等を考慮するとともに、通常業務を通じて各団体等と協力関係を構築している各所管課と危機管理室が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

# 第3章 震災復興計画の策定

本章の関係する関連計画・マニュアル

北区震災復興マニュアル

## 1 震災復興方針の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部
----	--------------------

- (1) 震災復興本部長は、復興後の区民生活及び市街地形成のあるべき姿や実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災復興の基本方針及び年次目標等について、震災後速やかに策定し、区内に提示する。
- (2) 区民への公表については、公聴会や説明会の開催、広報紙「(仮称)復興ニュース」の作成、配布等により行う。

## 2 震災復興計画の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部
----	--------------------

- (1) 震災復興本部長は、震災復興方針に基づき、区政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- (2) 震災復興計画の検討や事業の推進には、法制度、都市計画、福祉等の復興に関する専門的な知見が必要となり、また、地域と一体となって進めていくという観点から、各分野の専門家（学識者等）や住民組織・各種団体の代表者の参画による震災復興計画策定委員会を設置する。

## 3 特定分野計画の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部
----	--------------------

復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な震災復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

### 第1 都市復興

- (1) 被災状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興グランドデザイン」を踏まえ、都等と調整を図りながら、都市復興の基本的な考え方をまとめた「北区都市復興基

### 第3章 震災復興計画の策定

「本方針」や、都市復興への具体的な計画をまとめる「北区都市復興基本計画」等の作成を行う。

- (2) 個別には、道路等の都市基盤施設、区庁舎や学校、保育園等の公共施設等の復興計画の策定や都市復興の進捗に大きく影響を及ぼす災害廃棄物の円滑な処理に向けて、その対応を検討する。

### 第2 住宅復興

- (1) 住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握した上で、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。
- (2) 合わせて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

### 第3 くらしの復興

- (1) 区民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉、文化、社会教育、学校教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- (2) 生活再建支援金の支給、義援金の配分、緊急雇用対策、職業のあっせんなど被災者への経済的支援、雇用の維持・確保等の支援策を講じる。
- (3) ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

### 第4 産業の復興

- (1) 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、区の産業振興を図る施策を進める。
- (2) 個別には、融資制度の活用促進、仮設店舗・工場等の事業場の提供などの支援策を講じる。

# 震災対策編 担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

風水害対策編



頁	(災対)政策經營部	(災対)総務部	(災対)危機管理室	(災対)地域振興部	(災対)区民部	(災対)生活環境部	(災対)福祉部	(災対)健康部	(災対)「北区医療衛生部／健康部」	(災対)まちづくり部	(災対)土木部	(災対)会計管理室	(災対)教育振興部委員会事務局	(災対)子ども未来会事務局	(災対)区議会事務局	その他	主な関係機関
	政策經營部	総務部	危機管理室	地域振興部	区民部	生活環境部	福祉部	健康部	「北区医療衛生部／健康部」	まちづくり部	土木部	会計管理室	教育振興部委員会事務局	子ども未来会事務局	区議会事務局	その他	主な関係機関
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																	
<b>震災対策編</b>																	
<b>第1部 総則</b>																	
<b>第1章 計画の概要</b>																	
1 計画の目的	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 計画の性格及び範囲	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 計画の修正	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4 計画の習熟	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
<b>第2章 区の概況</b>																	
1 位置	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 地形と地質	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 人口	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4 被害想定																	
4-1 首都直下地震	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4-2 南海トラフ巨大地震	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5 地域危険度																	
5-1 調査の目的	15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5-2 調査の方法	15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5-3 調査結果	15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
<b>第3章 複合災害への対応</b>																	
	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
<b>第4章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定</b>																	
1 はじめに	19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 複合災害に備え留意すべき事項	20	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
<b>第5章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ</b>																	
	21	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
<b>第2部 施策ごとの具体的計画</b>																	
<b>第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割</b>																	
1 区、区民、事業者の基本的責務	23	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 防災機関業務大綱	25	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
<b>第2章 区民と地域の防災力向上</b>																	
<b>【基本方針】</b>																	
<b>【予防対策】</b>																	
1 自助による区民の防災力向上																	
1-1 区民による自助の備え	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
1-2 防災意識の啓発	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉局／都保健医療局／東日本旅客鉄道㈱／東京地下鉄㈱／東日本電信電話㈱／東京電力パワーグリッド㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱

	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 「北区医療保健衛生部 /健康部」	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 委員会事務局	(災対) 子ども未来会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																	
1-3 防災教育・防災訓練の充実	51	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁／消防署／消防団／都水道局／都福祉局／都保健医療局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)
1-4 外国人支援対策	58		●	●	●						●						
2 地域による共助の推進	58	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／各防災関係機関
3 マンション防災における自助・共助の構築	62			●							●						都総務局／都住宅政策本部／不動産会社等／マンション管理会社等／マンション居住者
4 消防団の活動体制の強化	63	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／消防団
5 事業者による自助・共助の強化	63			●													消防署／事業者
6 ボランティアとの連携	66		●	●	●			●	●	●	●						消防署
7 小・中学校の防災対策	69														●		
【応急対策】																	
1 自助による応急対策の実施																	
1-1 区民自身による応急対策	71	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
1-2 外国人の情報収集等に係る支援	71		●			●											都生活文化スポーツ局／都政策企画局／都産業労働局／観光関連事業者等
2 地域による応急対策の実施	73	●	●	●			●		●								消防署
3 消防団による応急対策の実施	74		●														各防災関係機関
4 事業者による応急対策の実施	76																事業者
5 マンション防災における応急対策の実施	76																マンション管理組合・自治会等
6 ボランティアとの連携 ★	76	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
7 応急教育・応急保育																	
7-1 応急教育の実施	78											●					
7-2 応急保育の実施	80												●				
第3章 安全なまちづくりの実現																	
【基本方針】																	
【予防対策】																	
1 安全に暮らせるまちづくり																	
1-1 地域特性に応じた防災まちづくり	82									●	●						都都市整備局
1-2 河川等の整備	89										●						都建設局
1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策	89									●	●						警察署／消防署／都都市整備局
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止	91			●						●	●						
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進																	
2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進	92		●	●	●					●		●					消防署

															その他	主な関係機関													
															(災対)	(災対)													
															政策経営部	総務部	危機管理室	地域振興部	区民部	生活環境部	福祉部	健康部	(災対)「北区保健衛生部／健康部」	まちづくり部	土木部	会計管理室	教育振興部委員会事務局	子どもも未来会事務局	区議会事務局
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。	真																												
2-2 エレベーター対策	96	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／都総務局／都都市整備局／一般社団法人日本エレベーター協会			
2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	98		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●														消防署			
2-4 文化財施設の安全対策	99																		●										
3 応急危険度判定のための体制整備	100		●									●																	
4 液状化、長周期地震動への対策の強化																													
4-1 液状化対策の強化	101											●														都都市整備局／都建設局／都水道局／都下水道局			
4-2 長周期地震動対策の強化	101				●							●														消防署／都総務局／都都市整備局			
5 出火、延焼等の防止																													
5-1 消防水利の整備、防火安全対策	102				●																					消防署／都水道局／その他の防災関係機関			
5-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	104				●							●														消防署／都環境局／都保健医療局／都生活文化スポーツ局／各学校／その他の防災関係機関			
5-3 危険物等の輸送の安全化	106				●																					消防署／都環境局／都保健医療局／その他の防災関係機関			
【応急対策】																													
1 消火・救助・救急活動及び警備活動	107																									警察署／消防署／消防団／自衛隊			
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止																													
2-1 河川施設等の応急対策	107											●														都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所			
2-2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策	107											●	●													警察署／消防署／都建設局／都環境局			
2-3 公園・児童遊園の応急対策	108											●																	
3 社会公共施設等の応急対策	108	●										●		●												各施設管理者			
4 被災住宅の応急危険度判定	110											●																	
5 被災宅地の応急危険度判定	111											●																	
6 危険物等の応急措置による危険防止																													
6-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	111				●			●			●					●									警察署／消防署				
6-2 危険物輸送車両等の応急対策	119											●														警察署／消防署／消防団			
6-3 危険動物の逸走時対策	121											●														警察署／消防署			
【復旧対策】																													
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復																													
1-1 河川施設等の復旧	122															●										都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所			
1-2 二次的な土砂災害防止対策	122															●	●									都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所			
1-3 公園・児童遊園の復旧	122															●													
2 社会公共施設等の復旧	122	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				

頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 「北区医療衛生部 まちづくり部」	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来会委員会	(災対) 議会事務局	(災対) 区議会事務局	(災対) 教育委員会事務局	(災対) 子ども未来会事務局	その他 主な関係機関
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																		
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保																		
【基本方針】																		
【予防対策】																		
1 道路・橋りょう	125										●							警視庁／東京消防庁／都建設局／都水道局／都下水道局／都都市整備局／都青少年・治安対策本部／関東地方整備局／東京電力パワーグリッド株／東京ガス株／首都高速道路株
2 鉄道施設	128																	都交通局（都電荒川線）／東日本旅客鉄道株／東京地下鉄株
3 河川施設等	132										●							都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局
4 緊急輸送ネットワークの整備																		
4-1 緊急輸送ネットワーク	132																	各防災関係機関／都各局
4-2 緊急道路障害物除去等	133										●							警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路株／東日本高速道路株
4-3 地域内輸送拠点の設置等	135			●														
5 水道	135																	都水道局
6 下水道	137																	都下水道局
7 電気・ガス・通信等																		
7-1 電気施設の安全化	138																	東京電力パワーグリッド株
7-2 ガス施設の安全化	139																	東京ガス株
7-3 通信施設の安全化	141																	各通信事業者
7-4 共同溝の整備促進	143																	東京消防庁／都第六建設事務所／関東地方整備局
7-5 電線類の地中化推進	143									●								都建設局
8 ライフラインの復旧活動拠点の確保	143									●								
9 電源等の確保	144	●	●	●			●					●						都各局
【応急対策】																		
1 道路・橋りょう																		
1-1 道路・橋りょうの応急対策	145										●							都第六建設事務所／首都高速道路株
1-2 交通規制	148																	警視庁／警察署／都災対本部
1-3 輸送ルートの確保	152										●							警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路株／東日本高速道路株
2 鉄道施設	153																	都交通局（都電荒川線）／東日本旅客鉄道株／東京地下鉄株

頁	(災対)政策經營部	(災対)総務部	(災対)危機管理室	(災対)地域振興部	(災対)区民部	(災対)生活環境部	(災対)福祉部	(災対)健康部	(災対)「北区保健衛生部／健 康部」	(災対)まちづくり部	(災対)土木部	(災対)会計管理室	(災対)教育委員会事務局	(災対)子ども未来部会事務局	(災対)区議会事務局	その他 主な関係機関
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																
3 河川施設等																
3-1 河川及び内水排除施設	156										●					都第六建設事務所／都下水道局／国土交通省荒川下流河川事務所
3-2 防災用船着場の運用	158										●					都災対本部／都建設局
3-3 河川障害物の除去	159															都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備
4 水道	159															都水道局
5 下水道	160															都下水道局
6 電気・ガス・通信等																
6-1 電気	161															東京電力パワーグリッド株
6-2 ガス	163															東京ガス(株)／ガス事業者
6-3 通信	163															通信事業者
【復旧対策】																
1 道路・橋りょう	165										●					都第六建設事務所／都建設局／首都高速道路
2 鉄道施設	165															都交通局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄株
3 河川施設等	166										●					都第六建設事務所／都建設局／都下水道局／関東地方整備局
4 水道	167															都水道局
5 下水道	167															都下水道局
6 電気・ガス・通信等																
6-1 電気	168															東京電力パワーグリッド株
6-2 ガス	168															東京ガス(株)
6-3 通信	168															通信事業者
6-4 ライフライン復旧関係者の受入れ	169										●					
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 初動態勢の整備																
1-1 活動庁舎等の設備	171	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-2 初動態勢の強化	171	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-3 地区本部体制の強化	171				●											
1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢	172	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	173															●
1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	173															●
1-7 福祉避難所の(初期)運営態勢の強化	173							●								
1-8 防災職員住宅居住者の活用	173		●													
1-9 各種訓練の充実	173			●												
1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎	174				●											
2 業務継続体制の確保	174	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 消火・救助・救急活動体制及び警備体制の整備																

	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 「北区医療衛生部 保健所／健康部」	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来会議委員会	(災対) 区議会事務局	(災対) 主な関係機関	
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。	頁																
3-1 消火・救助・救急活動体制	175																消防署／消防団
3-2 警備体制の整備	178																警視庁／警察署
4 広域連携体制の構築（災害時相互応援協定の締結の推進）	179	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5 応急活動拠点の整備																	
5-1 オープンスペースの確保	179										●	●					都都市整備局
5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	180			●													
5-3 ボランティアの活動拠点の明確化	180			●													
【応急対策】																	
1 初動態勢																	
1-1 区の責務	181	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-2 区の活動態勢	181	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-3 防災機関の活動体制	196			●													警視庁／警察署／消防署／消防団／都交通局／東日本旅客鉄道(株)／首都高速道路(株)
2 消防・救助・救急及び警備活動																	
2-1 震災消防活動	200																消防署／消防団
2-2 救助・救急活動	202																警察署／消防署／自衛
2-3 警備	203																警察署
3 応援協力・派遣要請	204	●	●														都災対本部
4 応急活動拠点の調整	208		●														
第6章 情報通信の確保																	
【基本方針】																	
【予防対策】																	
1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	210			●													都総務局
2 区民等への情報提供体制の整備	212	●		●													
3 区民相互の情報連絡等の環境整備	212	●		●													
【応急対策】																	
1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	213			●								●					警察署／消防署／都総務局／都各局出先機関／東日本電信電話(株)
2 緊急地震速報の利用	215	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）																	
3-1 基本方針	216	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
3-2 情報収集・伝達体制の確立	217	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
3-3 区の被害調査要領	220	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3-4 都への報告	224			●													

頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 「北区医療保健衛生部 まちづくり部」	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	(災対) 教育委員会事務局	(災対) 子ども未来部事務局	(災対) その他	主な関係機関
	注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																	
4 広報体制	225	●	●															警視庁／警察署／東京消防庁／消防署／都水道局／都下水道局／東日本旅客鉄道㈱／東京地下鉄㈱／東日本電信電話㈱／東京電力パワーグリッド㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱
5 相談窓口体制	230	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署
6 区民相互の情報連絡等	230	●	●															
第7章 医療救護・保健等対策																		
【基本方針】																		
【予防対策】																		
1 初動医療体制等の整備																		
1-1 情報連絡体制等の確保	232									●	●							都保健医療局／東京都立病院機構／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
1-2 医療救護活動等の確保	234									●	●							消防署（東京消防庁）／都保健医療局／東京都立病院機構／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
1-3 負傷者等の搬送体制の確保	238				●				●	●								都総務局／都保健医療局／都港湾局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会
1-4 防疫体制の整備	238								●	●								都保健医療局／東京都獣医師会北支部
1-5 在宅難病患者への対応	239								●	●	●							
2 医薬品・医療資機材の確保	239								●	●								都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社
3 医療施設の基盤整備	240								●	●								都総務局／都保健医療局／東京都立病院機構
4 遺体の取扱いに関する体制整備	242								●	●								警察署／都保健医療局／陸上自衛隊

頁	(災対) 政策經營部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 「北区医療保健所/部 健康部」	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部委員会事務局	(災対) 子ども未来会事務局	(災対) 区議会事務局	(災対) その他	主な関係機関	
	注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																	
<b>【応急対策】</b>																		
1 初動医療体制等																		
1-1 医療情報の収集伝達体制	245									●							都福祉局／都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会	
1-2 初動期の医療救護活動	246							●		●							消防署(東京消防庁)／都福祉局／都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会／東京DMAT／東京DPAT／日本赤十字社	
1-3 負傷者等の搬送体制	251				●					●							消防署(東京消防庁)／都総務局／都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会	
1-4 保健衛生体制	252	●					●	●									都福祉局／都保健医療局／東京都獣医師会北都保健医療局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社／献血供給事業団	
2 医薬品・医療資機材の供給	255									●							都保健医療局／都総務局／東京都立病院機構／自衛隊／第三管区海上保安本部	
3 医療施設の確保	256									●							警察署(警視庁)／都保健医療局／都総務局／陸上自衛隊／各防災関係機関	
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	257						●	●										
<b>【復旧対策】</b>																		
1 防疫体制の確立	264									●							都保健医療局	
2 火葬	267						●	●									警察署／都保健医療局／都建設局	

頁	(災対)政策経営部	(災対)総務部	(災対)危機管理室	(災対)地域振興部	(災対)区民部	(災対)生活環境部	(災対)福祉部	(災対)健康部	(災対)「北区医療衛生部/健 康部」	(災対)まちづくり部	(災対)土木部	(災対)会計管理室	(災対)教育委員会事務局	(災対)子ども未来部	(災対)区議会事務局	その他	主な関係機関															
																(災対)	(災対)															
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																																
第8章 帰宅困難者等対策																																
【基本方針】																																
【予防対策】																																
1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底	270				●	●								●			警察署／消防署／都総務局／都教育庁／都生活文化スポーツ局／区民／事業者／学校等／集客施設及び駅の事業者／東京商工会議所北支部／一般社団法人北産業連合会／北区商店街連合会															
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	276			●													警察署／都総務局／通信事業者															
3 一時滞在施設の確保及び運営の支援	277			●	●												都総務局／都都市整備局／事業者団体／事業者／鉄道事業者／集客施設及び駅の事業者／学校／一時滞在施設となる施設															
4 徒歩帰宅支援のための体制整備	278			●													東京都／国／通信事業者／事業者／学校															
【応急対策】																																
1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応																																
1-1 情報収集と判断	281	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等															
1-2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	282	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都総務局／一時滞在施設となる施設															
1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供	284	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等															
2 事業者等における帰宅困難者対策 ★	285	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	事業者／学校等／都総務局／国															
3 駅周辺での混乱防止	288																															
3-1 駅周辺の混乱防止	288	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等															
3-2 集客施設及び駅等における利用者保護	289	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	集客施設及び駅等の事業者／鉄道事業者／都総務局／国															
【復旧対策】																																
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進																																
1-1 帰宅ルールの周知・運用	292	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都総務局／関東運輸局															
1-2 鉄道運行情報等の提供 ★	293	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都総務局／関東運輸局															
1-3 代替輸送手段の確保 ★	293	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	国／都総務局／都建設局／都港湾局／都交通局／関東地方整備局／関東運輸局／バス事業者／船舶事業者 等															

頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 「北区医療保健衛生部 まちづくり部」	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興委員会	(災対) 子ども未来会	(災対) 区議会事務局	(災対) 教育委員会事務局	(災対) 子ども未来会事務局	その他 主な関係機関
	294	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／都総務局／日本郵便株／事業者／学校／日本赤十字社
<b>注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。</b>																	
<b>2 徒歩帰宅者の支援 ★</b>																	
<b>第9章 避難者対策</b>																	
<b>【基本方針】</b>																	
<b>【予防対策】</b>																	
<b>1 避難体制の整備</b>																	
<b>1－1 基本的な避難行動</b>		297			●			●									
<b>1－2 避難所等の定義及び指定</b>		299			●			●					●				警察署／消防署／都福祉局
<b>2 要配慮者の避難等支援体制の整備</b>																	
<b>2－1 要配慮者の考え方</b>		300		●	●			●					●				警察署／消防署／都福祉局
<b>2－2 避難行動要支援者への支援の考え方</b>		302		●	●			●					●				警察署／消防署／都福祉局
<b>2－3 避難行動要支援者に対する避難行動支援</b>		304		●	●			●					●				警察署／消防署／都福祉局
<b>2－4 福祉避難所等の定義及び指定</b>		305			●			●					●				都福祉局
<b>2－5 福祉避難所の周知</b>		306			●			●					●				都福祉局
<b>3 避難所の管理運営体制の整備等</b>																	
<b>3－1 避難所の開設・管理運営</b>		306			●			●		●			●	●			警察署／都福祉局
<b>3－2 避難所における多様性への配慮</b>		308			●			●		●			●	●			警察署／都福祉局
<b>3－3 福祉避難所の運営体制</b>		308			●			●		●			●	●			警察署／都福祉局
<b>4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進</b>																	
<b>4－1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進</b>		310		●	●	●							●	●			消防署
<b>4－2 避難所等の応急危険度判定のための体制整備</b>		311		●													
<b>5 車中泊</b>		312			●												都各局
<b>【応急対策】</b>																	
<b>1 避難誘導 ★</b>		313	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／消防団
<b>2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等</b>																	
<b>2－1 避難場所の管理運営</b>		316							●								
<b>2－2 避難所等の開設 ★</b>		317	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／都福祉局
<b>2－3 避難所（区立小・中学 校等）の運営</b>		319					●	●		●			●	●			
<b>2－4 福祉避難所の運営 ★</b>		324	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>3 動物救護</b>		326								●							東京都獣医師会北支部
<b>4 ボランティアの受け入れ ★</b>		327	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	北区社会福祉協議会／ 東京都北区市民活動推進機構
<b>5 被災者の他地区への移送</b>		327							●				●				都福祉局
<b>6 避難所外の避難者への対応</b>		329							●		●		●				

頁	(災対)政策經營部	(災対)総務部	(災対)危機管理室	(災対)地域振興部	(災対)区民部	(災対)生活環境部	(災対)福祉部	(災対)健康部	(災対)「北区医療保健衛生部／健康部」	(災対)まちづくり部	(災対)土木部	(災対)会計管理室	(災対)教育振興委員会事務局	(災対)子ども未来会事務局	(災対)区議会事務局	その他 主な関係機関															
	注)表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																														
<b>第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b>																															
【基本方針】																															
【予防対策】																															
1 食料及び生活必需品等の確保	331	●	●				●					●	●																		
2 飲料水及び生活用水の確保	333		●		●											総務局（総合防災部）／都水道局北部支所北営業所															
3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備	335		●	●			●					●	●			都福祉局															
4 車両・舟艇等輸送機関の確保	336	●			●																										
【応急対策】																															
1 物資の供給	337	●		●	●	●	●				●					都福祉局／都港湾局															
2 飲料水の供給	340					●										都水道局北部支所 北営業所															
3 物資の調達要請	342	●		●	●		●					●																			
4 救援物資の受入れ・配分	343	●		●	●		●					●																			
5 義援物資の取扱い	344	●		●	●											北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構															
6 輸送車両等の調達	344	●			●											都災対本部															
【復旧対策】																															
1 多様なニーズへの対応	346	●		●	●		●				●	●				都福祉局															
2 炊き出し	346	●		●	●		●				●					都福祉局															
3 水の安全確保	347								●																						
4 生活用水の確保	348					●																									
5 物資の輸送	348	●			●						●					警察署／都交通局															
<b>第11章 放射性物質対策</b>																															
【基本方針】																															
【予防対策】																															
1 情報伝達体制等の整備と区民への情報提供等	350	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	国／都															
【応急対策】																															
1 情報連絡体制	351	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
2 区民への情報提供等	351	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
【復旧対策】																															
1 保健医療活動	353								●																						
2 放射性物質への対応	353						●		●	●	●	●	●	●	●																
<b>第12章 区民生活の早期再建</b>																															
【基本方針】																															
【予防対策】																															
1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	355			●	●	●					●					消防署															
2 情報システムのバックアップ体制の構築	356	●																													
3 トイレの確保及びし尿処理	356			●		●										都下水道局															
4 ごみ処理	357						●									都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会															
5 災害廃棄物処理	357						●				●	●				都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会															
6 災害救助法等	358	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制	359	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
【応急対策】																															

	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 【北区医療衛生部 / 健康部】	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 教育委員会事務局	(災対) 子ども委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。	頁																
1 住家被害認定調査等	360									●							消防署
2 義援金の募集・受付・配分	361			● ●		●					●						
3 トイレの確保及び屎尿処理	361					●						●					都環境局／都福祉局／都総務局／都下水道局
4 ごみ処理	363					●											都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
5 災害廃棄物処理	363					●				● ●							都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
6 土石・竹木等の除去	364					●					●						都総務局
7 災害救助法等の適用	365	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●		
8 激甚災害の指定	366	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●		
【復旧対策】																	
1 被災住宅の応急修理	368									●							都住宅政策本部
2 応急仮設住宅の供与	369									●							都住宅政策本部
3 公的住宅や民間賃貸の供給	371									●							都住宅政策本部
4 被災者の生活相談等の支援	371	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	警察署／消防署	
5 義援金の募集・受付・配分	373			● ●	● ●	● ●					●						
6 被災者の生活再建資金援助等																	
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	374			● ●				● ●									
6-2 被災者生活再建支援金の支給	374					●											
7 職業のあっせん	375				●												都労働局
8 各種減額・免除等																	
8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等	375					●											
8-2 国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等	375					●											
8-3 国民年金保険料の免除	376					●											
8-4 後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除	376					●											
8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除	376						●										
8-6 障害福祉サービス費の減額・免除	376						●										
9 日本郵便㈱の復旧・復興支援	377																日本郵便㈱
10 融資	377			● ●				●									
11 災害廃棄物処理の実施	378							●				● ●					都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
12 災害救助法の運用等	378	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	
第13章 人的・物的受援(応援の受け入れ)体制																	
【基本方針】																	
【予防対策】																	
1 受援に関する方針の作成	381	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	
2 相互応援協定締結自治体との交流	381		● ●														
3 災害対応派遣要員の事前把握	381	● ●	● ●														
【応急対策】																	
1 応急期受援体制 ★	382	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	

	頁	(災対) 政策 経営 部	(災対) 総務 部	(災対) 危機 管理 室	(災対) 地域 振興 部	(災対) 区民 部	(災対) 生活 環境 部	(災対) 福祉 部	(災対) 健康 部	(災対) 「北 区医療 保健 衛生 所 / 健 康 部 」	(災対) まちづくり 部	(災対) 土木 部	(災対) 会計 管理 室	(災対) 教育 振興 委員 会事 務局	(災対) 子教 育も 未 来 会 事 務 局	(災対) 区議 会事 務局	その他 主な関 係機 関
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す。																	
2 救出救助機関からの受援 ★	382	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都総務局／警察署／消防署／自衛隊
3 人的受援																	
3-1 応援要請先 ★	383	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／特別区／他自治体
3-2 応援要請手続 ★	383	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3-3 プッシュ型人的支援の受入れ ★	383	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／特別区／他自治体
3-4 受援業務 ★	384	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3-5 ボランティアとの連携・支援 ★	385	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
4 物的受援																	
4-1 物資の調達要請 ★	385	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都
4-2 プッシュ型支援の受入れ ★	385	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都
4-3 個人・企業からの物資の受入れ ★	385	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4-4 物資の集積と搬送 ★	386	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都
4-5 繼続的要請 ★	386	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都
5 費用負担 ★	387	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6 被災地への人的物的応援																	
6-1 被災地への人的応援	388	●	●														東京都／特別区
6-2 被災自治体への物的支援	388	●	●														東京都／特別区
第14章 富士山噴火降灰対策・大規模停電対策																	
【富士山噴火降灰対策】																	
1 噴火による被害想定																	
2 災害予防計画																	
2-1 各防災機関の予防業務及び役割	390	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2-2 訓練及び防災知識の普及	390			●													
2-3 区民等の防災行動力の向上	390	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 災害応急・復旧対策計画																	
3-1 応急活動体制	391	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3-2 情報の収集及び伝達	391	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3-3 応援協力・派遣要請	391	●	●	●													
3-4 警備・交通規制	391																警視庁／警察署／都災対本部
3-5 避難等	392	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／都福祉局／都保健医療局／北区社会福祉協議会／東京都獣医師会北支部／東京都北区市民活動推進機構

頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 「北区医療保健衛生部／健康部」	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育委員会事務局	(災対) 子教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関	
	3-6 救援・救護	392	●			●	●	●									警察署／消防署（東京消防庁）／都総務局／都福祉局／都保健医療局／都病院経営本部／都建設局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都獣医師会北支部／東京DMAT／東京DPAT／日本赤十字社／献血供給事業団／自衛隊／第三管区海上保安本部／各防災関係機関
3-7 交通機関の応急・復旧対策	392												●				警視庁／都交通局（都電荒川線）／都建設局／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路㈱／東日本高速道路㈱／東日本旅客鉄道㈱／東京地下鉄㈱
3-8 ライフライン等の応急・復旧対策	392																都水道局／都下水道局／東京電力パワーグリッド㈱／東京ガス㈱／ガス事業者／通信事業者
3-9 宅地等の降灰対策	393	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都都市整備局／国土交通省都市局
3-10 火山灰の収集及び処分	393	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／国
【大規模停電対策】																	
1 基本方針																	
2 災害予防計画																	
2-1 實施事項	394	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関／各施設管理者
3 災害応急対策																	
3-1 情報通信	395	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3-2 災害広報	395	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3-3 応急活動体制	395	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3-4 消防活動	396																警察署／消防署／自衛隊



